

静岡県からのお知らせ

平成24年6月1日、改正水質汚濁防止法の施行により……



有害物質を取扱う施設に対する規制が強化されます!!

この改正は、事業所における設備の老朽化や使用の際の作業ミス等による有害物質の漏えいを原因とした地下水汚染事例が全国的に継続的に確認されていることを受け、地下水汚染の効果的な未然防止を図るために行われたものです。

改正の概要

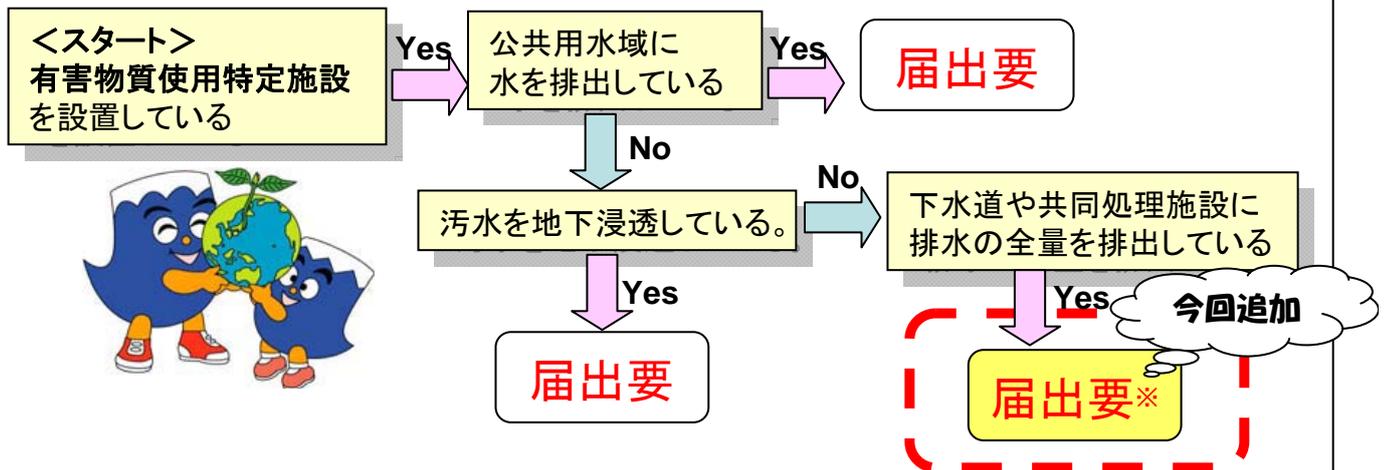
1 届出対象施設の追加（改正法第5条第3項関係）

以下の施設が届出対象として新たに追加されました。

※改正法の施行時においてすでに設置されている施設で、改正法により新たに届出が必要とされた施設(次の①、②に該当する施設)については、平成24年6月30日までに都道府県知事(政令で定める市においては市長)に環境省令に定めるところにより届出を行う必要があります。(改正法附則第3条)

①有害物質使用特定施設^(注)を設置する場合であって、当該工場・事業場から公共用水域に一切水を排出しない場合

平成24年6月1日から、下水道に排出水の全量を排出する等により、公共用水域に水を排出しない有害物質使用特定施設についても、設置(構造等を変更)する場合、事前の届出が義務付けられます。これにより、今後、有害物質使用特定施設を設置している工場・事業場は、排出先の分類によらず、全て水質汚濁防止法に基づく届出が必要になります。



※改正水質汚濁防止法第5条第3項に基づく届出が必要。

(注) 「有害物質使用特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設のうち、有害物質を製造、使用又は処理するもの。

なお、有害物質は、以下の28物質を指します(平成24年5月25日現在)。

カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン

②有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする場合



「有害物質貯蔵指定施設」とは、有害物質を含む液体を貯蔵する施設のことです。今回の水質汚濁防止法改正により、新たに届出対象となりました。

よって、平成24年6月1日からこれらの施設についても、設置（構造等を変更）する場合には事前の届出が義務付けられます。

<解説>

・「有害物質を含む液体」とは、法に定める検出下限値以上の濃度で含まれることを指します。また、貯蔵時に液状であり、かつ液体で漏えいするおそれのあるものを指します。

（例）常温常圧で気化する液化アンモニア等は、「有害物質を含む液体」には該当しません。

・不純物として非意図的に有害物質が含まれるものの貯蔵は、ここでいう「貯蔵」には該当しません。

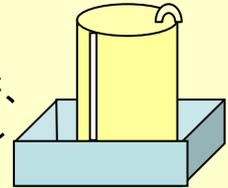
（例）ガソリンタンク（ベンゼンが不純物として含まれるが、ベンゼンそのものを貯蔵することが目的ではない。）

・ドラム缶や試薬ビン等、移動を前提とした容器は、「施設」には該当しません。

（ただし、ドラム缶等であっても、配管を接続するなどして一定期間固定して使用する場合は施設に該当します。）

（例）使用済みPCB重電機器は、「有害物質貯蔵指定施設」には該当しません。

・生産工程や処理工程、若しくは排水経路に一体として組み込まれている等、有害物質の貯蔵を目的としない施設は、「有害物質貯蔵指定施設」に該当しません。



2 構造等基準の創設（改正法第12条の4関係）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造等に関する基準として環境省令で定める基準を遵守しなければならないことになります。

※改正法の施行時において既に設置されている施設については、施行の日から起算して3年を経過する日までの間（平成27年5月31日まで）は、構造等の基準は適用されません。

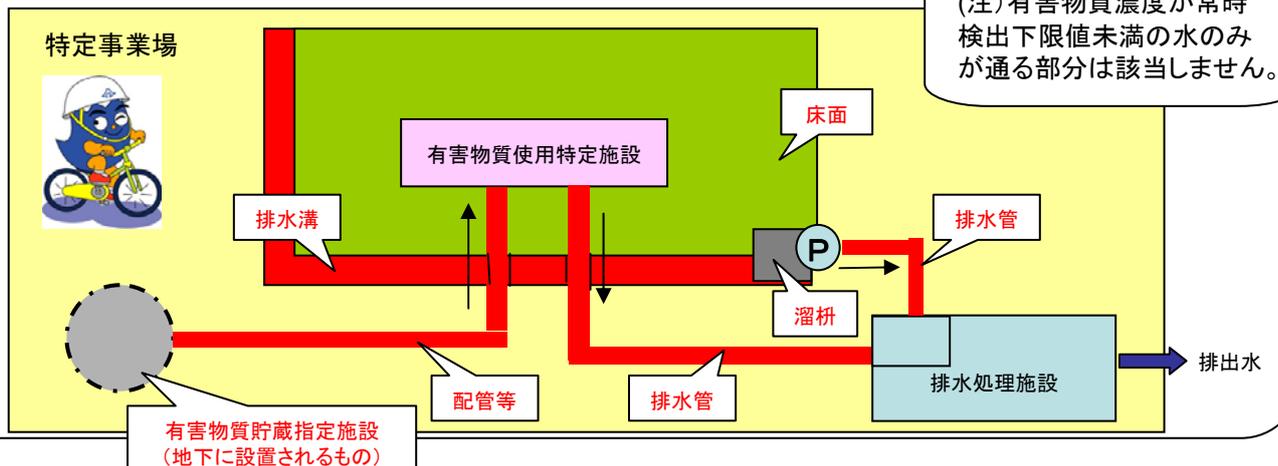
<その1 構造基準>

【構造基準の適用範囲】

①施設本体^(※)が設置される床面及び周囲 ②配管等 ③排水溝等 ④地下貯蔵施設本体

（※）有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体を指します。

（図）構造基準が適用される施設範囲の例（赤字の部分が該当します。）



<その2 使用の方法の基準>

- ①有害物質を含む水の受け入れ、移し替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、地下に浸透しない方法で行うこと。
- ②有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等、施設の運転を適切に行うこと。
- ③有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか又は生活環境保全上支障のないように適切に処理すること。

<その3 管理要領の作成>

- ・「管理要領」は、上記使用の方法及び使用の方法に関する点検の方法・回数を定めるものとされています。
- ・作業手順、点検項目及びチェックシート等、実際の運用に即した内容で作成することが望まれます。

※なお、点検の方法・回数については、管理要領からの逸脱及びそれに伴う有害物質を含む液体の飛散、浸透、流出の有無について、少なくとも1年に1回以上点検を行う旨を規定する必要があります。

3 定期点検の義務（改正法第14条第5項関係）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該施設について、環境省令で定めるところにより、定期に点検し、その結果を記録し、これを3年間保存しなければならないこととなります。

※改正法の施行時において既に設置されている施設についても、義務が適用されます。

※施設によって点検頻度、点検項目が異なります。

※施設に異常が確認された場合は必要な措置を講じた上で、その内容を記録しなければなりません。



※「構造基準」及び「点検事項と回数」について

構造等の基準及びそれに応じた点検事項・回数は、施設の設置時期等により異なり、次のとおり便宜上A、B、C基準の呼び方で区別されています。

なお、A基準は、B基準より構造等について求められる水準が高い反面、求められる点検の頻度等がより低く設定されています。

また、既設の施設であってもA基準の構造等に適合する場合は、A基準の点検方法を採用することが認められます。

| 基準の種類 | | 構造基準 | 点検実施 |
|-------|---|------|------|
| A基準 | 新設の施設に適用される基準 | ○ | ○ |
| B基準 | 既設の施設に適用される基準 (※施行日から3年間(H27.5.31まで)は適用されません。) | ○ | ○ |
| C基準 | 既設の施設について、施行後3年間(H27.5.31まで)に限り適用される基準 | — | ○ |

※「新設」とは、施行日(平成24年6月1日)以降に設置工事に着手する施設をいいます。

「既設」とは、施行日(平成24年6月1日)において既に設置されている施設(設置工事中を含む)をいいます。

届出等手続きについて



「有害物質使用特定施設」及び「有害物質貯蔵指定施設」については、法改正に伴う既設の施設に関する届出の義務や、法改正後における施設の設置時の届出義務等が定められています。

届出義務の概要は、次のとおりです。

＜平成24年6月1日以降の取扱い＞

| 届出者 | 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置者 | | |
|--------------------|--|---------|--------------------------|
| 届出時期 及び 届出書類 | 有害物質使用 特定施設 | 新設・変更 | 施設を設置・変更する工事に着手する61日前までに |
| | | 既設(届出済) | 改正法施行時の届出は不要 |
| | | 既設(未届) | 平成24年6月1日から30日以内 |
| | 有害物質貯蔵 指定施設 | 新設・変更 | 施設を設置・変更する工事に着手する61日前までに |
| | | 既設 | 平成24年6月1日から30日以内 |
| 届出書の 提出先 | 有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設が設置されている場所の所在する市(町)の市役所(町役場)の環境担当部局 | | |

※「新設」とは、施行日(平成24年6月1日)以降に設置工事に着手する施設をいいます。

「既設」とは、施行日(平成24年6月1日)において既に設置されている施設(設置工事中を含む)をいいます。

詳細な情報について

下記のホームページにおいて環境省のマニュアル等がご覧いただけます。



●環境省 改正水質汚濁防止法全国説明会ホームページ

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

- ・「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」(第1版)

- ・ Q & A 集

構造基準及び点検事項等の具体的な内容については、こちらをご確認ください。

●届出・相談等 問合せ先

| 機関名 | 管轄地域 | 電話番号 |
|---------------------|--|--------------|
| 東部健康福祉センター 生活環境課 | 三島市、熱海市、伊東市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、下田市、富士宮市、清水町、長泉町、函南町、小山町、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町 | 055-920-2135 |
| 中部健康福祉センター環境課 | 焼津市、藤枝市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町 | 054-644-9268 |
| 西部健康福祉センター環境課 | 磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、湖西市、森町 | 0538-37-2571 |
| 静岡市環境創造部環境保全課 | 静岡市 | 054-221-1359 |
| 浜松市環境部環境保全課 | 浜松市 | 053-453-6144 |
| 沼津市生活環境部環境政策課 | 沼津市 | 055-934-4740 |
| 富士市環境部環境保全課 | 富士市 | 0545-55-2776 |